

『監査論入門（第2版）』練習問題の解答

【練習問題1】

1

①	直接金融方式	②	間接金融方式	③	記録的事実
④	会計上の慣習	⑤	判断	⑥	独立
⑦	信頼性	⑧	二重責任の原則	⑨	財務諸表
⑩	監査意見				

2 (1) × 参考 pp. 9-10 参照

【理由】監査人が財務諸表監査の結果、財務諸表の適正性に関して表明する監査意見は、絶対的な保証ではなく、合理的な保証だといわれています。これは、「財務報告の性質」、「監査手続の性質」、そして「監査を合理的な期間内に合理的なコストで実施する必要性」という3つの理由によるものです。

(2) × 参考 pp. 12-16 参照

【理由】金融商品取引法は、発行市場における開示制度として、有価証券届出書と目論見書によって行うことを求めています。また、流通市場における開示制度として、有価証券報告書、内部統制報告書、半期報告書、四半期報告書および臨時報告書によることを求めています。しかし、半期報告書は、すべての企業に対してではなく、金融機関や保険会社等の特定事業を行う会社等にだけ開示が求められています。

(3) × 参考 p. 8 および pp. 51-52 参照

【理由】「適正性監査」は、GAAPに準拠して作成される財務諸表ばかりではなく、特別目的の財務諸表に対しても実施される監査です。同様に、「準拠性監査」も特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成される財務諸表だけではなく、GAAPに準拠して作成される財務諸表に対しても実施されます。

【練習問題 2】

1

①	財務諸表	②	不正リスク	③	パイロット
④	監査リスク	⑤	基本的な方針	⑥	詳細な監査計画
⑦	方向性	⑧	(実施の)範囲	⑨	企業内部で発生するリスク
⑩	監査人が考慮すべきリスク	⑪	経営者	⑫	監査人

2 (1) × ㊦ pp. 29-32 参照

【理由】リスク・アプローチ監査における2種類のリスク概念のうち企業内部で発生するリスクについては、監査人は直接的にも間接的にも変動させることはできず、ただ評価するだけです。監査人が変動させることができるリスクは、監査人側で考慮すべきリスクだけです。

(2) ○ ㊦ p. 32 参照

【理由】監査人は、監査リスクを一定の合理的に低い水準に抑えるために、財務諸表の重要な虚偽表示のリスクを評価し、その評価結果によってどの程度厳密な監査を行うかを決定します。その厳密度は、発見リスクの程度を高くしたり低くしたりすることによって調整します。

p. 32 の【図表 2-2】にあるように、監査人は監査リスクを許容できる一定の合理的に低い水準に保つために、重要な虚偽表示のリスクが高ければ発見リスクを低くしなければなりません。重要な虚偽表示のリスクが低ければ発見リスクを高くしてもよいことになりません。

(3) × ㊦ p. 38 参照

【理由】監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、財務諸表全体に対する意見表明のための基礎を得ることができなかったときには、意見を表明してはなりません。これを意見不表明といますが、意見不表明も監査意見の1つです。したがって、この場合、監査意見が存在しないわけではなく、意見不表明という監査意見が存在

することになります

【練習問題 3】

1

①	職業的専門家	②	専門能力	③	知識の蓄積
④	公正不偏の態度	⑤	独立の立場	⑥	外観
⑦	正当な注意	⑧	懐疑心	⑨	正当な理由

2 (1) × 参考 p. 48 参照

【理由】監査人が、個別の財務諸表項目に重要な虚偽の表示をもたらす要因の検討が不十分になりがちだったために評価することにしたのは、アサーション・レベルの重要な虚偽表示のリスクだけではなく、財務諸表全体レベルとアサーション・レベルの2つの重要な虚偽表示のリスクです。

(2) ○ 参考 p. 53 参照

【理由】「監査の目的」基準が設けられた理由は、利害関係者に財務諸表監査の目的をよく理解してもらい、財務諸表監査に関する監査人の理解と利害関係者の期待との間にある乖離かいり（これを期待ギャップといいます）を縮小しようとしたからです。つまり、「監査の目的」基準は、財務諸表監査の目的について利害関係者を啓蒙しようとするものなのです。

(3) × 参考 pp. 56-57 参照

【理由】正当な注意と懐疑心の基準を監査の実施面で展開した基準が実施基準であり、報告面では報告基準です。このため、正当な注意と懐疑心の基準に準拠して監査を行うことは、実施基準と報告基準に準拠して監査を行うことになります。

【練習問題 4】

1

①	監査リスク	②	重要な虚偽の表示	③	誤った(監査)意見
④	固有リスク	⑤	統制リスク	⑥	発見リスク
⑦	重要な虚偽表示のリスク	⑧	事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチ	⑨	監査上の重要性
⑩	監査計画				

2 (1) ○ ☞ p. 69 参照

【理由】監査人は固有リスクの程度を変動させることはできず、評価することしかできません。

(2) × ☞ pp. 71-72 参照

【理由】事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチは、従来のリスク・アプローチにおいて潜在していた監査人が注意を払うべきポイントを顕在化させたもので、基本的な考え方やスキームは従来のリスク・アプローチと同じです。

(3) × ☞ pp. 76-77 参照

【理由】監査上の重要性は、監査計画の策定段階のみならず、監査の実施段階においても、監査上の重要性を考慮しなければなりません。

【練習問題 5】

1

①	統制環境	②	リスクの評価	③	統制活動
④	情報と伝達	⑤	監視活動	⑥	業務処理統制
⑦	全般統制	⑧	日常的監視活動	⑨	独立的評価
⑩	内部監査				

2 (1) × ☞ pp. 80-81 参照

【理由】問題文に内部統制の目的は3つあると記載されていることから、COSO 報告書における内部統制の目的に関する問題だとわかります。

COSO 報告書における内部統制の目的は、「業務の有効性と効率性の追求」、「財務報告の信頼性の確保」、および「事業経営に関連する法規の遵守」の3つであり、資産の保全は内部統制の目的に入ってはいません。資産の保全が独立して設定されているのは、企業会計審議会が制定した内部統制の目的（pp.178-181 参照）においてです。

(2) × ☞ pp.80-81 参照

【理由】COSO 報告書における内部統制の目的は、①業務の有効性と効率性の追求、②財務報告の信頼性の確保、そして③事業経営に関連する法規の遵守があります。このうち、監査人が理解し評価しなければならない内部統制の目的は、②財務報告の信頼性を確保する目的をもつ内部統制に限られます。逆にいえば、監査人は、①と③の内部統制は、②に関係がある場合にのみ取り上げて評価すればよいのです。

(3) × ☞ pp.85-86 参照

【理由】業務処理統制においては、取引が承認され、漏れなく正確に記録され、そして適時にかつ適切に処理されることが必要です。

(4) × ☞ p.87 参照

【理由】監視活動は日常的監視活動と独立的評価に分けられます。日常的監視活動とは、日常業務に関連して行われる監視活動です。独立的評価とは、日常業務とは離れて内部統制の有効性および効率性を定期的に評価するものです。これは一般に内部監査として実施されます。日常的監視活動が内部統制機能の有効性について評価するものであるのに対し、独立的評価はこの日常的監視活動自体の有効性の評価に役立ちます。

【練習問題 6】

1

①	監査期間	②	終了	③	最終段階
④	反復	⑤	監査責任者	⑥	洞察力
⑦	リスク評価	⑧	基本的な方針	⑨	リスク対応手続

2 (1) ○ ☞ pp. 97-98 参照

【理由】監査人は、企業の重要な虚偽表示のリスクを評価し、その評価結果を踏まえたうえで発見リスクの水準を決定します。決定された発見リスクは、監査計画として具体的に示されます。つまり、決定された発見リスクを具体化したものが監査計画です。したがって、発見リスクと監査計画とは密接な関係があります。

(2) × ☞ p. 100 参照

【理由】監査人は、監査業務実施の前に、監査契約の更新の可否や独立性をふくむ職業倫理に関する規定の検討を完了しなければなりません。そのため、継続監査においては、前年度の監査の終了直後または前年度の監査の最終段階からこの検討を開始します。仮に、やむを得ない事情があったとしても、このことは変わりません。

(3) × ☞ pp. 104-105 参照

【理由】監査手続指示書は、監査責任者が全勘定科目について作成し監査メンバーに渡すことによって、各監査メンバーの職務を適切に指示・監督します。すなわち、監査責任者は、監査メンバーが作成した監査調書を査閲して、自らが指示した監査手続指示書と監査メンバーが行った実際の監査業務とを対照しながら監査メンバーに指導を行うのです。したがって、監査手続指示書は、監査チームのメンバーに対する監査実施上の指導用具として機能するものです。

【練習問題 7】

1

①	監査リスク	②	重要な虚偽表示	③	監査上の重要性
④	監査計画	⑤	リスク・アプローチ	⑥	企業および企業環境
⑦	リスク評価	⑧	財務諸表全体レベル の重要な虚偽表示	⑨	アサーション・レベ ルの重要な虚偽表示
⑩	全般的な対応	⑪	運用評価手続	⑫	実証手続
⑬	リスク対応手 続				

2 (1) × ☞ p. 114 参照

【理由】重要性の基準値を決定する際に用いた過年度の財務諸表数値または当年度の予想利益と、当年度の実績値とが大きく乖離した場合には、監査人は、重要性の基準値や手続実施上の重要性の改定を検討する必要があります。監査人は、重要性の基準値を改定した場合、発見リスクに及ぼす影響を考慮するとともに、すでに実施した監査手続への影響も検討する必要があります。状況によっては、追加的な監査手続を実施することもあります。こうしたことから、監査計画はつねに見直され、必要に応じて改定されます。

(2) × ☞ p. 115 参照

【理由】リスク・アプローチ監査においては、監査人は、まず、リスク評価手続を実施して虚偽表示のリスクの識別とその金額の評価を行います。次いで、虚偽表示のリスクが識別されかつ重要であれば、それが財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスクなのか、それともアサーション・レベルの重要な虚偽表示のリスクなのかについて判断します。そして、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスクであれば、全般的な対応を行い、アサーション・レベルの重要な虚偽表示のリスクであれば、リスク対応手続を実施します。

(3) × ☞ p. 116 ワンポイントレッスン 28 参照

【理由】買掛金の過小計上（網羅性）を検証する場合，帳簿に計上された買掛金を検証することは目的に適合していません。網羅性の検証とは，帳簿に計上された買掛金以外に買掛金が存在していないかどうかの検証なので，帳簿以外の買掛金の有無を検証しなければならないからです。このため，網羅性の検証では，期末日後の支払状況，未払の請求書・仕入先からの支払通知書，検収報告書などの検証を行う必要があります。

【練習問題 8】

1

①	職業倫理	②	限定付適正意見	③	不適正意見
④	情報提供				

2 (1) × ☞ p. 135 参照

【理由】監査人は，財務諸表の適正性に対する意見表明の基礎として十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断するためには，認められた権限をもつ者が当該財務諸表に対して責任を認めたことについて監査証拠を入手しなければなりません。

(2) × ☞ p. 139 参照

【理由】監査報告書において「一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った」旨の記載をすることは，実施した監査全体の質が「一般に公正妥当と認められる監査の基準」が求める最低限の水準を達成していることを明示するものです。

(3) ○ ☞ p. 146 参照

【理由】監査人は，意見不表明の場合であっても，「監査人の責任」の区分において，監査人の責任は財務諸表に対する意見を表明することである旨を記載しなければなりません。

(4) × ☞ p. 151 参照

【理由】強調事項区分に記載される事項は，財務諸表に表示または開示されている事項に限定されます。

【練習問題 9】

1

①	監査人	②	一般に公正妥当と認められる監査の基準	③	定期的な検証
④	不正				

2 (1) × ☞ p.158 参照

【理由】監査基準の一般基準6にいう「監査人」は監査事務所を，7にいう「監査人」は監査実施の責任者をそれぞれさします。

(2) ○ ☞ p.161 参照

【理由】品質管理に関連して，監査事務所は，品質管理に関する適切な方針および手続を定め，品質管理のシステムを整備および運用すること，ならびに，品質管理システムの整備および運用に関する責任者を明確にすることについて責任を負います。

(3) × ☞ p.167 のワンポイントレッスン 38 参照

【理由】審査担当者には客観性が保持されなければならないため，審査担当者が監査チームに代わって意思決定をすることはできません。

(4) × ☞ p.169 参照

【理由】共同監査を担当する複数の監査事務所の品質管理のシステムが同一でないとしても，それらが品質管理基準に準拠したものであれば，監査業務の質は合理的に確保できると考えられます。

【練習問題 10】

1

①	財務報告の信頼性	②	全社的な内部統制	③	開示すべき重要な不備
④	内部統制報告書				

2 (1) × ☞ pp.187-188 参照

【理由】監査人は，内部統制監査の実施過程で，財務報告に係る内部統制に

開示すべき重要な不備以外の不備を発見した場合、適切な管理者に適時に報告しなければなりません。必ずしも経営者に報告することまで求められているわけではありません。

(2) × 参考 p. 182 参照

【理由】わが国の内部統制監査は、経営者が作成した内部統制報告書の適正性に関して意見を表明することを目的とする情報監査であり、ダイレクト・リポーティングではありません。

(3) ○ 参考 p. 190 参照

【理由】「監査意見」の区分において「内部統制報告書における経営者の評価結果」について必ず言及がなされるのは、わが国の内部統制監査があくまでも経営者による財務報告に係る内部統制の評価結果を受けた情報監査であることを強調するためです。

(4) × 参考 pp. 189-190 参照

【理由】財務諸表監査の監査報告書では、「経営者の責任」の区分において内部統制の固有の限界に関する記載はなされません。

【練習問題 11】

1

①	パブリック・アカウンタビリティ	②	衆参両院	③	内閣
④	任命	⑤	任免	⑥	天皇
⑦	議会	⑧	行政委員	⑨	独任制

2 (1) × 参考 p. 195 参照

【理由】会計検査院における事務総局は、会計検査院長の指揮監督の下で、庶務、検査および審査の事務を担当するのではなく、3名の会計検査官から構成される検査官会議の指揮監督の下で、それらの事務を担当することになっています。

(2) × 参考 pp. 202-203 参照

【理由】外部監査人監査制度には、包括外部監査制度と個別外部監査制度

がありますが、毎年1回以上、当該自治体の適正な行政運営を達成するために実施されるのは包括外部監査です。個別外部監査は、住民や議会等の請求や要求があった場合にだけ実施される監査で、毎年1回以上実施されるというわけではありません。

(3) ○ ☞ pp. 196-197 参照

【理由】会計検査院の会計検査の範囲は、国の会計のあらゆる領域の会計のほか、国が出資している政府関係機関等の法人や国が補助金その他の財政援助を与えている地方自治体等にまで広く及んでいます。会計検査は、必要的検査事項と選択的検査事項の2つに分けられます。必要的検査事項とは、会計検査院が必ず検査しなければならない事項で、国の毎月の収入支出や国の所有する現金および物品ならびに国有財産の受払などがあります。また、選択的検査事項とは、会計検査院が必要と認めるとき、または内閣の請求があるときに実施する検査事項で、国の所有または保管する有価証券、または国の保管する現金および物品や、国以外のものが国のために取り扱う現金、物品または有価証券の受払などがあります。

【練習問題 12】

1

①	いない	②	認められなかった	③	結論
④	四半期レビューの対象	⑤	経営者の責任	⑥	監査人の責任
⑦	監査人の結論	⑧	主題に責任を負う者	⑨	想定利用者
⑩	業務実施者				

2 (1) × ☞ pp. 210-211 参照

【理由】四半期レビュー手続は、質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続に限定されており、年度の財務諸表の監査で要求される証拠のすべてを入手する手続は求められていません。

(2) × ☞ pp. 210-211 参照

【理由】四半期レビューは、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないということについて合理的な保証を得るために実施される年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものではありません。

(3) ○ ☞p.216 参照

【理由】保証業務は、財務諸表等の財務情報のみならず、コーポレート・ガバナンスや商品の品質等の非財務情報をはじめ、人や組織等の行為などあらゆるものを対象に実施される可能性を秘めています。